

鹿政第 113 号
令和 4 年 6 月 16 日

九州防衛局長
伊藤 哲也 様

鹿屋市長 中西 茂

米軍無人機の一時的展開に関する質問書について（依頼）

標記の件について、下記のとおり送付しますので、回答をお願いします。

記

- 1 質問書
別紙のとおり

米軍無人機の一時展開に関する質問書

1. 現地調査結果について

- Q 1. 地理的要因や自衛隊との連携強化の重要性などから鹿屋基地が最適とのことだったが、宿泊や食事などについては、何に基づいて可能とされましたか。
- Q 2. 医療については、どのような調査を行い、結果はどうでしたか。
- Q 3. 基地内では、一時展開に必要な米軍関係者に対する宿泊や食事の提供が出来ないことを確認したとのことですが、米側に対して基地内に仮設住宅などで居住できないか働き掛けましたか。また、どのような理由で宿泊や食事の提供ができないことを確認したのか内容を教えてください。

2. 一時展開の内容について

- Q 1. 東シナ海を中心に行われる情報収集は、1年間で終わるものではなく恒常的に行われることが一般的と考えられます。今後、自衛隊の三沢基地に無人機MQ-4が配備される予定と聞いており、今回の鹿屋での無人機による情報収集も、1年間の一時展開で終わらず、自衛隊に技術移転を見据えての一時展開とも捉えられますが、そのような計画がありますか。
- Q 2. 一時展開の期間が1年間と限定された理由は何ですか。また、延長する場合がありますか。
- Q 3. 1年間とはいつからカウントされることになりますか。
- Q 4. 一時展開開始の7月頃は変更できない決定事項ですか。
- Q 5. 飛行ルートは市街地上空ルートが含まれていますか。KC-130の時のように場周経路のルートや騒音予測コンター図を示す考えはありませんか。
- Q 6. MQ-9は昼夜問わず飛行しますか。同時に何機、飛行しますか。また、機数が増える可能性はありますか。

- Q7. 今後、どのようなスケジュールで進めようとしているのですか。具体的な時期は、いつですか。
- ・ MQ-9のデモフライトの時期、内容
 - ・ 日本及び日米間での手続きの時期、内容
- Q8. 一時展開は訓練とは異なるため、飛行情報等を把握することは難しいと思いますが、飛行回数や期日など、どのような頻度で情報を公開されますか。
- Q9. 操縦は具体的にどのように行うのですか。
- ・ 機体1機の操縦に必要な人数及び隊員の具体的な役割
 - ・ 操縦者と機体の距離（遠隔操縦の範囲）
 - ・ 運行中の機体の現在地・作動状況の把握方法 等
- Q10. 整備はどのように行いますか。（機体1機の整備に必要な人数及び隊員の具体的な役割 等）
- Q11. 米軍関係者約150～200名とのことですが、軍人と軍属のそれぞれの人数の内訳が分かりますか。
- Q12. 米軍関係者は、同一人物が1年間、滞在しますか。または、交代で滞在しますか。
- Q13. 宿泊施設等の民間事業者には、今後、どのように予約などの連絡を伝えますか。
- Q14. 市内の宿泊施設に宿泊するとのことですが、空き家を活用した宿泊の考えはないですか。
- Q15. 一時展開とのことですが、米軍が共同使用する基地になるのですか。
- Q16. 基地内に一時的でも米軍施設を作ると、日米地位協定との関係はどうなりますか。
- Q17. 米軍関係者の家族が来ることはないですか。
- Q18. 今後、馬毛島でMQ-9の展開は考えていないですか。

Q19. トラブルの発生防止には、ストレス対策が大事であると考えられます。米軍関係者の中に心身の健康を診る医療従事者（ドクター、カウンセラー等）の関係者がいますか。また、生活面の指導、管理監督の体制がありますか。

Q20. 鹿屋基地所属の P1 の役割は哨戒なので、MQ-9 の一時展開は必要ないのではないですか。

Q21. 鹿屋基地の隊員が MQ-9 の操縦を習うことはありますか。

Q22. 恒久的な施設は作らないとのことですが、一時的に作る施設とは、どのようなものですか。その整備に要する時間は、どれくらいですか。

3. 市民の安全確保について

Q 1. 公務外の行動規制や行動を把握する体制がありますか。

Q 2. 事件や事故が発生した時に公務中か公務外の判断は、どこがしますか。

Q 3. 公務中、公務外の事件や事故のそれぞれの対応について、事件事後後の対応が、どのような流れになるのか詳しく説明して欲しい。

Q 4. 公務中に発生した事件や事故は、どのようなものがありますか。また、日本側の捜査はできませんか。

Q 5. 凶悪な犯罪であれば、起訴前に日本側に引き渡しを行うよう、運用が改善されているとのことですが、日米地位協定第 17 条の 3 で米側に優先的裁判権があることになっています。日米地位協定を見直すことは、できませんか。

Q 6. 小さな事件や事故でも、速やかな情報提供が必要だと思いますが、どのような手法で行われますか。

Q 7. 米軍関係者の勤務時間や休日など勤務体制は、どのようになりますか。

Q 8. 宿泊先から基地への移動手段はどうなりますか。米軍関係者の通勤手段として、専用のマイクロバスを運行させられませんか。

Q 9. MP（ミリタリーポリス／憲兵）を配置して、基地外のパトロールを実施できないですか。

- Q10. リバティ制度では、事前研修や飲酒制限、外出時間制限などの行動指針が示されていますが、詳しい内容を教えてください。
- Q11. 一時展開の当分の間、外出や飲酒可能な時間を1～2時間、短縮できないですか。
- Q12. 米軍関係者の宿泊施設は、何カ所に分散して、それぞれ何人宿泊しますか。滞在期間中に宿泊先を変更する場合がありますか。
- Q13. 米軍関係者の宿泊施設は公表できますか。
- Q14. 基地外で宿泊した場合、市民とのトラブルが危惧されます。トラブルを未然に防止するため、基地内の広場を利用して、例えば災害仮設住宅などを建設し、基地内で宿泊できるようにできませんか。
- Q15. 宿泊に係る費用で、基地内に宿泊施設や食事ができる簡易な施設などを整備できると思われ、足りない場合は鹿屋市から負担金を徴収するなど様々な方法があると思われませんが、基地内に居住施設を整備できませんか。
- Q16. 昼夜関係なく市中で自由に行動することになりますか。自家用車を使いますか。行動制限をかけられませんか。行動をどのように把握しますか。
- Q17. 米軍関係者を店舗等に案内する案内役やガイド役を付けられないですか。
- Q18. 医療については、基地内で行いますか。米軍関係者のドクターは来ますか。
- Q19. 基地外の病院を受診することはありますか。もし、そうであれば薬の量など、体格の違いで同じ処方できない可能性がありますか。
- Q20. コロナ対策として米軍関係者は、PCR検査や抗原検査を実施した上で、来られますか。
- Q21. 米軍関係者が来日後、コロナ対策をどのように対応しますか。具体的に示してください。
- Q22. 一時展開後に米軍関係者が、コロナ感染した場合は、どのような対応になりますか。また、感染者の行動履歴等について、把握はできますか。

Q23. 米軍関係者は、宿泊先で日常生活を送ることで、コンビニや飲食店、病院などを利用されると思われますが、支払方法は、どのようになりますか。

Q24. 米軍関係者は基地内で日本円（現金）への換金できますか。それとも基地外の金融機関になりますか。

4. 現地連絡所について

Q1. 公務外での飲食、車の運転など基地外での行動があります。仮に市民とのトラブル、事件や事故が発生した場合、警察への連絡はもちろんですが、現地事務所や防衛省などへの連絡体制は、どのようになりますか。また、どのように対処されますか。

Q2. 現地連絡所の機能は具体的にどのようなものですか。

Q3. 現地連絡所に置く職員は何人で、どのような職員を配置されますか。

Q4. 現地連絡所を基地外にも設置できないですか。

Q5. 現地連絡所を核として、宿泊所など関係者との連絡会議を設置する考えはありませんか。

Q6. 現地連絡所の機能として、登下校時の通学路立哨や夜間のパトロールなど、事故処理だけでなく、事件の未然防止の取組ができませんか。